【商品概要説明書】　　平成 30 年 4 月 2 日現在

商品名	○シニアライフローン
保証会社	○一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	○次の要件全てに該当する方 ①当庫の営業地区内に居住または勤務している方 ②安定継続した収入がある方 ③次のいずれにも該当しない方 ・ 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方 ・ 租税を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・ 延滞債務のある方 ・ 手形交換所の取引停止処分があった方 ・ 信用を失墜した方 ・ 制限行為能力者である方 ・ 反社会的勢力 ④当庫が貸付を実行して差し支えないと認められること ⑤日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者 ⑦申込時年齢が満 60 歳以上の方で、最終返済時の年齢が満 80 歳以下である方 ⑥国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中の方で、当庫に年金受取口座を有している方、または当庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きをした方 ⑦年金担保借入がない方 ⑧一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
お使いみち	○リフォーム（増改築・修繕）資金、自動車購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの ①申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟）が必要とする資金 ※申込日時点で、支払日から１ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ②申込人が①を使途として当金庫から借り入れた基金保証付個人ローン（切替プランを除く）の借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※①と合わせた申込みに限る
ご融資金額	○１００万円以内
ご融資期間	○３ヶ月以上１０年以内
ご融資利率	○固定金利型　利率　年３．５０％
貸付形式	○証書貸付
ご返済方法	○隔月元金均等・元利均等割賦返済（約定返済日は偶数月１５日） （６ヶ月以内での据置可） ※６ヶ月ごとのボーナス増額返済は不可
連帯保証人・担保	○不要
保証料率	○年０．５４％（毎月払方式）

商品名	○シニアライフローン
遅延損害金	○年１４．６０％
支払方法	○可能な限り振込
必要書類	○本人確認資料（写） ①運転免許証表裏＜運転免許証を所持していない場合は、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード表裏、運転経歴証明書表裏＞ ○資金使途確認書（写）（注文書・見積書・振込依頼書等） ○年金取引確認資料　電算機打出資料等 これから年金を受給する場合、当庫に年金受取口座を指定したことが分かる資料（写）、年金証書（写）
その他	○詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。

商品名	○シニアライフローン

苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9 時～17 時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。

＊　お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。

	全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）
住　所	〒103-0028　東京都中央区八重洲 1-3-7
電話番号	03-3517-5825
受付日 時　間	月～金（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 9:00～17:00
受付媒体	電話、手紙、面談

処理措置・紛争解決措置

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

	東京三弁護士会		
名　称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住　所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時　間	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00

商品名	○シニアライフローン
	東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（１）、（２）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。 なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/）をご覧ください。 （１）現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。 例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。 （２）移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

日本海信用金庫